

# 議案説明書

都市建設部 道路河川課

提出議会：令和3年第2回定例会

## 1 案件名

議案第20号 佐野市準用河川流水占用料等徴収条例の改正について

## 2 概要

- ・佐野市公共物管理条例の改正に伴い、流水占用料等の額を改める。
- ・その他、規定の整備をする。

## 3 理由、趣旨、目的等

- ・佐野市公共物管理条例の改正にあたり、公共物の使用料の額の一部については本条例において定める額を使用する形で改正を行うことから、これに対応するための条文の見直しを行う。また、使用料の額については栃木県準用河川流水占用料等徴収条例に合わせる形で見直しを行う。
- ・主な規定の整備
  - \*第2条第3項第1号 … 本条例では占用の期間が1年未満の場合は1年に切り上げるとしているが、佐野市公共物管理条例では1年未満の期間については月割りとしている。今回の見直しの中で、本条例による場合でも佐野市公共物管理条例による場合でも、月割りとすることとする。
  - \*第2条第3項第4号 … これまで、消費税については、流水占用料と土砂等採取料では内税で規定していたのを栃木県の規定と合わせる中で外税とするため、消費税について規定する。
  - \*第3条第2号 … 占用期間1年未満のときも分割徴収できるよう、このただし書きを削り、第3条第2項として規定する。
  - \*第7条第1項 … 第24条（土地の占用）の許可の期間は別表に明示されているのでそのことを踏まえて規定を改める。また、第1条では「第23条、第24条、第25条、第23条の2の許可等の流水占用料等に関し」となっているところ、この項では第26条の、第2項では第27条の許可の期間を定めていて、第1条とこの条で不整合となっているため、この条での第26条と第27条に関する規定を削除する。

## 4 その他の事項

施行日 令和3年7月1日